

イベント等出店情報提供事業者登録申請にかかる要領

(目的)

第1条 本市及び本市が連携する地方公共団体、観光協会、企業等が主催するイベント等の出店情報を提供することで、市内事業者の販路開拓や本市のプロモーションを実施し、産業の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等のことをいう。
- (2) 登録事業者 イベント等出店情報提供事業者登録を完了した者をいう。

(登録対象者)

第3条 事業者登録を申請できる者は、市内に本店又は主たる事業所等を有する者（フランチャイズチェーン等の画一的な営業を行う者は除く。）であって、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係のある団体でないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営んでいないこと。
- (4) 公の秩序もしくは善良の風俗を乱す恐れのある事業を営んでいないこと。

(新規の登録申請)

第4条 新規の登録申請はイベント等出店情報提供事業者（新規・変更）登録申請書（様式第1号）（以下、「申請書」という。）によって行う。ただし、申請書の内容に疑義が生じた場合は、その内容を明らかにするための資料等を添付する。

(提供される情報)

第5条 事業者提供される情報は、未来創生部まちの活力創造課（以下、「まち活」という。）に提供のあったイベント等における飲食ブース出店、商談会や物産展等の情報とする。

(情報提供の方法)

第6条 イベント等の出店に関する情報提供の方法は、登録を受け付けたメールアドレス宛てにイベント等出店情報通知書（様式第2号）をもって電子送付することとし、電話やFAX等のその他の方法による対応は実施しない。

(登録情報の変更)

第7条 登録事業者の登録情報の変更は、申請書の提出をもって受け付ける。

(登録情報の削除)

第8条 登録事業者からの登録情報の削除の依頼は、まち活宛てのメールをもって受付し、事業者を受信の確認を電子メールで通知後、登録情報を削除する。

(事業者登録の取消し)

第9条 本市は、登録事業者が第3条に規定する登録対象者に該当しないことが判明した場合や、その他登録を取り消さざるを得ない事由が判明した場合は、その登録を取り消すことができる。

(登録事業者の遵守事項)

第10条 登録事業者が遵守しなければならない次の各号については、申請書に記載する。

- (1) 本登録により、イベント等への出店を確約するものではないため留意すること。
- (2) 情報の提供は登録事業者に対して電子メールで一斉に送信されるため、登録事業者の希望する出店分野とは異なる情報提供がなされる場合があることを了承すること。
- (3) 登録事業者へ提供する情報は、まち活がイベント主催者等から提供を受けた情報に限る。情報提供がないイベント等に出店を希望する場合は、自らで情報を収集し必要な手続き等を行うこと。
- (4) 提供された情報を確認後、出店を希望する登録事業者は、その旨を指定期日までに電子メールでまち活へ通知すること。
- (5) イベント主催者の開催要領等に基づき、本市が出店者の選定及び申込を行う場合は、本市の決定に従うこと。なお、出店者の決定については、抽選その他公平な方法によるものとする。
- (6) 出店に際して必要なイベント主催者や保健所等との連絡調整は自らが行うこと。
- (7) 出店に際して発生する出店料、交通費等の一切の費用負担や人員の確保等は登録事業者自らが行うこと。
- (8) 出店に際して生じたトラブル等は、登録事業者の責任を持って解決すること。
- (9) 出店に際してまち活から依頼があったときは、本市が作成するパンフレットの配架やのぼりを設置するなど、本市のプロモーションに協力すること。
- (10) 阪南市商工会や阪南市観光協会の職員等が本市のプロモーションのためイベント等に参加する可能性があるため留意すること。
- (11) まち活から出店期間中の内容確認があった場合は、その求めに応じること。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

様式第1号

イベント等出店情報提供事業者（新規・変更）登録申請書

年 月 日

未来創生部まちの活力創造課長 様

住 所
事業者名
代表者名

印

阪南市及び阪南市が連携する地方公共団体、観光協会、企業等が主催するイベント等への出店情報を提供していただきたく、次のとおり登録申請します。

事業者名	
所在地	〒 -
事業者情報	電 話： ホームページ <input type="checkbox"/> 有 (URL) <input type="checkbox"/> 無
営む業種	
担当者部署・氏名	
担当者連絡先	電 話： E-mail①： E-mail②：
出店ジャンル	例) 飲食店：たこ焼き など
その他	<input type="checkbox"/> 阪南市ふるさとまちづくり応援寄附返礼品提供事業者である <input type="checkbox"/> 阪南市商工会の会員である
備考	

市使用欄

受 付 印

様式第1号

遵守事項

- (1) 本登録により、イベント等への出店を確約するものではないため留意すること。
- (2) 情報の提供は登録事業者に対して電子メールで一斉に送信されるため、登録事業者の希望する出店分野とは異なる情報提供がなされる場合があることを了承すること。
- (3) 登録事業者へ提供する情報は、まち活がイベント主催者等から提供を受けた情報に限る。情報提供がないイベント等に出店を希望する場合は、自らで情報を収集し必要な手続き等を行うこと。
- (4) 提供された情報を確認後、出店を希望する登録事業者は、その旨を指定期日までに電子メールでまち活へ通知すること。
- (5) イベント主催者の開催要領等に基づき、本市が出店者の選定及び申込を行う場合は、本市の決定に従うこと。なお、出店者の決定については、抽選その他公平な方法によるものとする。
- (6) 出店に際して必要なイベント主催者や保健所等との連絡調整は自らが行うこと。
- (7) 出店に際して発生する出店料、交通費等の一切の費用負担や人員の確保等は登録事業者自らが行うこと。
- (8) 出店に際して生じたトラブル等は、登録事業者の責任を持って解決すること。
- (9) 出店に際してまち活から依頼があったときは、本市が作成するパンフレットの配架やのぼりを設置するなど、本市のプロモーションに協力すること。
- (10) 阪南市商工会や阪南市観光協会の職員等が本市のプロモーションのためイベント等に参加する場合があるため留意すること。
- (11) まち活から出店期間中の内容確認があった場合は、その求めに応じること。

様式第2号

イベント等出店情報提供通知書

年 月 日

登録事業者 各位

未来創生部まちの活力創造課長

下記のとおり、イベント等の出店情報を提供します。なお、出店を希望する事業者は要領第10条第4項の規定に基づき、電子メールで未来創生部まちの活力創造課に通知すること。

記

イベント等名称			
主催者			
主催者連絡先			
内容			
開催日時			
会場			
対象 (出店ジャンル等)	あり ・ 不問	ある場合	
出店費用	必要 ・ 不要	必要な場合	
市職員等の参加	あり ・ なし	ある場合	
申し込み受付期間			
特記事項			

